

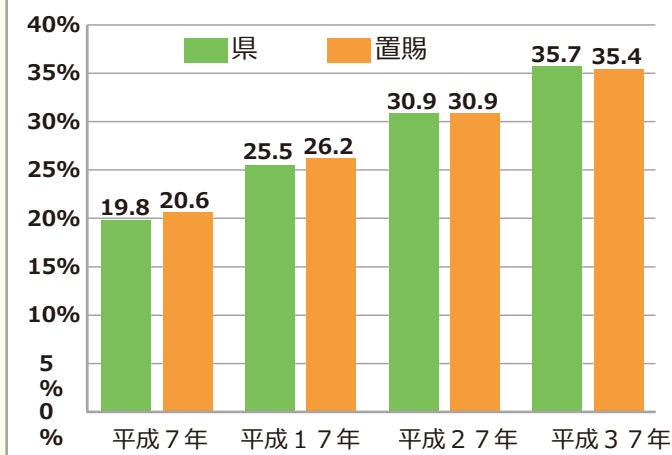
「地域包括ケアシステム」を知っていますか？

この土地で暮らし続けるために

超高齢社会の今、保健・医療・福祉・生活支援による、地域で高齢者を「まるごと支える」しくみ、地域包括ケアシステムが必要になっています。

今を見つめる

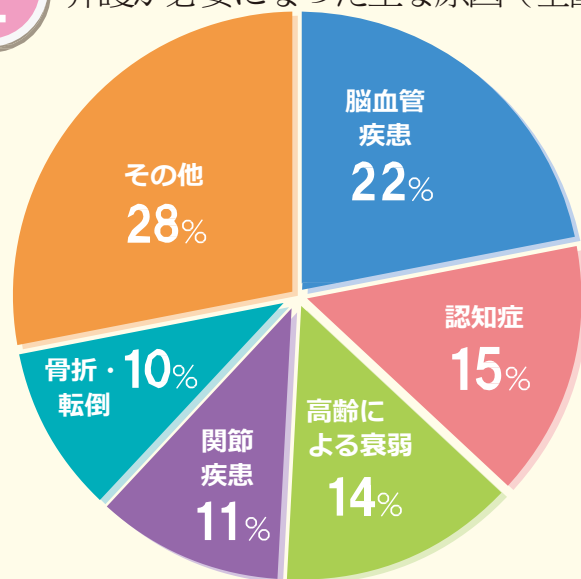
1 高齢化率の推移（県・置賜）



* H17年までは県企画振興部「山形県の人口と世帯数」 H27年以降は国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（H25年3月）から算出

今を見つめる

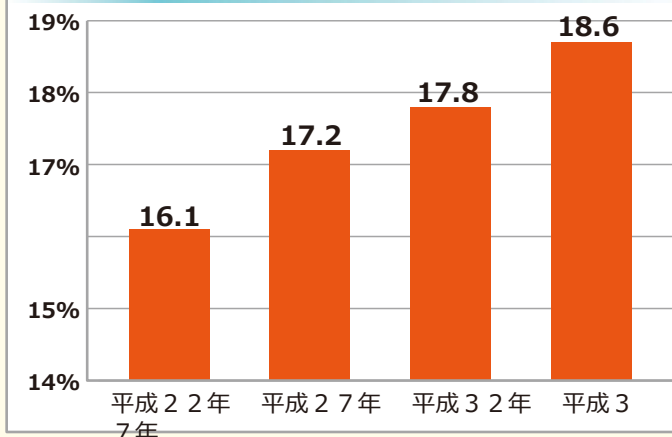
2 介護が必要になった主な原因（全国）



* 厚生労働省「H22年国民生活基礎調査」

今を見つめる

3 65 歳以上人口に占める認知症高齢者数の割合（県）



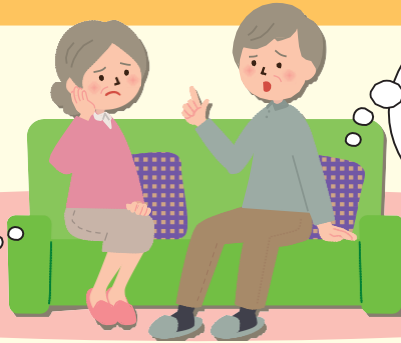
* 国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（H25年3月推計）に、厚生労働省研究班報告（H25年6月）の有病率を年齢階級別に乘じて推計

人生の最期さいごの時まで、
安心して暮らし続けられる
ように一緒に考えて
みませんか？



こんな不安ありませんか？

年もとったし
リハビリも必要。
住み慣れた家で
暮らすのはもう
限界なのかしら…



病院で治療して一旦退
院したけど、いつまで
こうやって家で過ごせ
るのだろう。

地域包括ケアシステムとは

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるため、心身の変化、生活環境の変化などに伴う、さまざまな状況に対して、

5つの視点で

医療 介護 介
護予防 住まい
生活支援サービス

サービスが包括的に

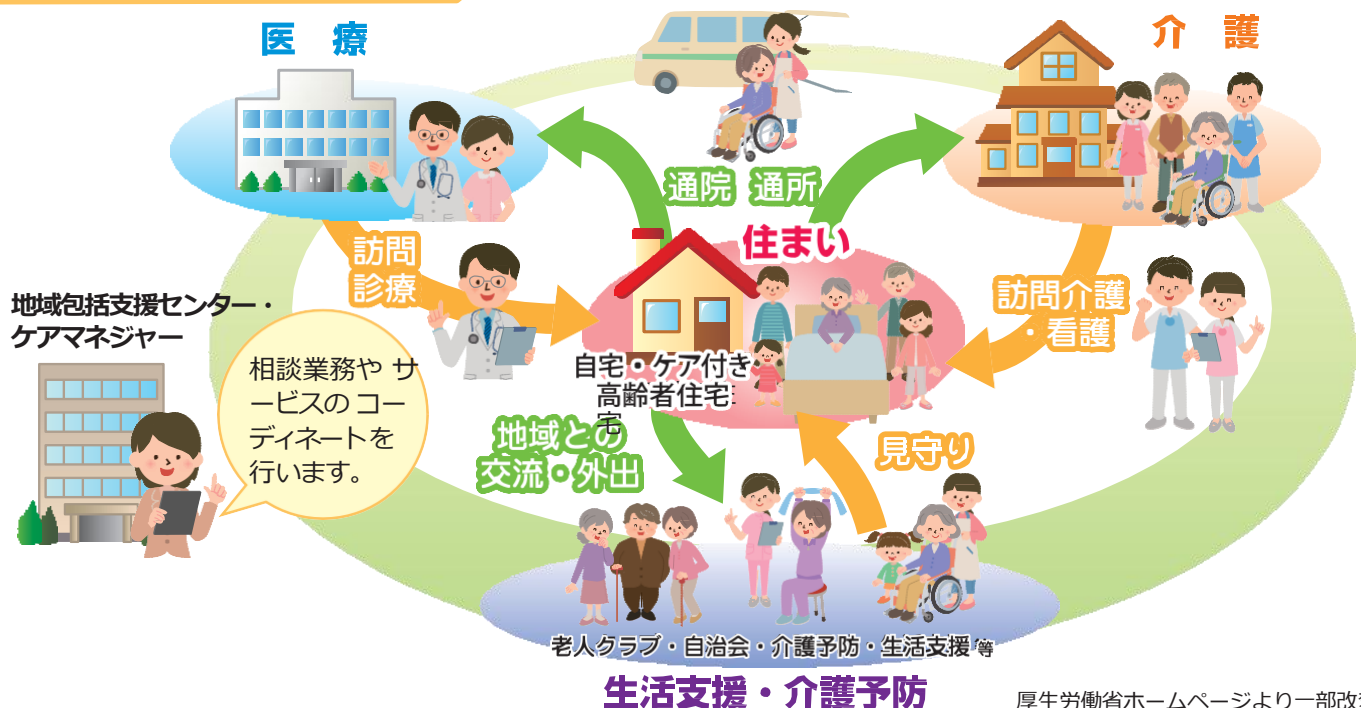
利用者に合わせた
適切なサービスの
組み合わせ

継続的に提供されること

入院・通院・
在宅（施設）で
切れ目なく

できるだけ生活の場を変えることなく、その人にとって必要なサービスを受けて、暮らし続けるためのしくみです。

あなたの暮らす地域



地域包括ケアシステムは、地域の特性に合わせ、市町でしくみをつくっていきます。

地域包括ケアの実現には、医療と介護の連携が大切です

だから今、在宅医療が進められています

在宅医療は、医療関係者が患者さんの住まいに訪問して行う医療行為のことです。専門医療機関とかかりつけ医が連携し、身近なところで患者さん中心の医療が受けられます。

医師

訪問診療

通院困難な患者さん宅を定期的に訪問して、診察します。



看護師

訪問看護

かかりつけ医の指示に基づき、医療行為や病状観察、医療機器の管理、等を行います。



在宅医療は、住み慣れた場所で、患者さんご家族と一緒に生活すること、ご家族の負担をできるだけ減らすことを目指しています。

歯科医師

訪問歯科診療

通院困難な患者さん宅を訪問して、歯科診療を行います。



薬剤師

訪問薬剤管理指導

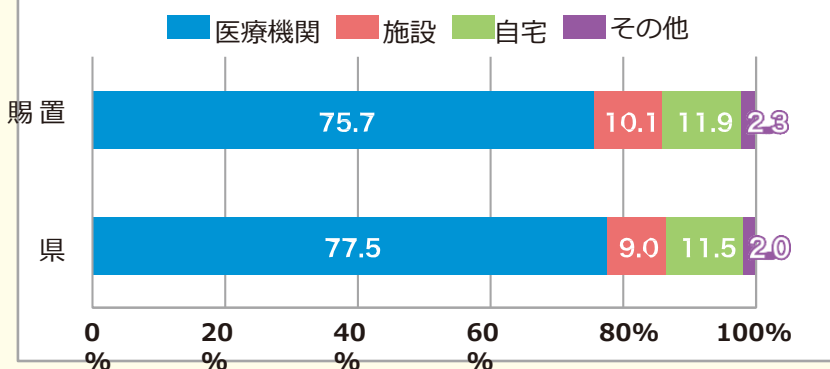
かかりつけ医の依頼に基づき、調剤医薬品の配布、服薬指導を行います。



みと 看取りの場所はどこに・・・

誰もが皆、人生のさいご 最期を迎えます

死亡の場所（県・置賜）



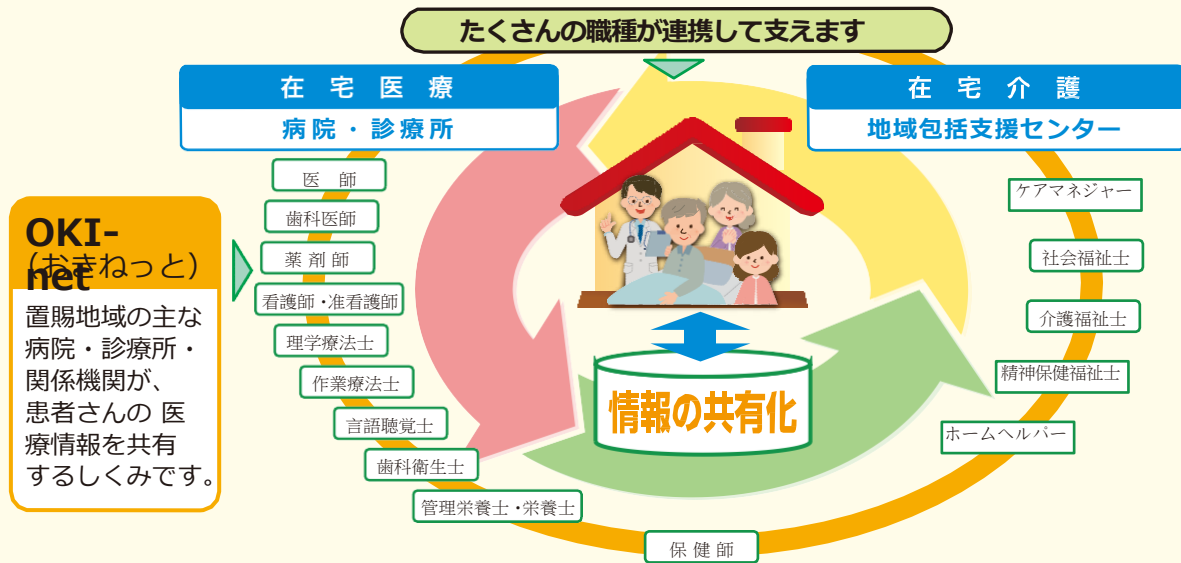
*H24年人口動態統計

現在は、**7割以上**の方が、医療機関で最期を迎えます。一方、在宅医療に関する国民ニーズ調査では、**6割以上**の方が「できるだけ長く在宅で療養したい」と希望しています。H20年 厚生労働省調査

人生の最終章をあなたらしく

さいご最期の時をどこで迎えるかは、人それぞれです。あなたの望む場所がどこであっても、さいご最期の時に、あなたと家族を、地域の中で支えるしくみがあります。

暮らしと医療と介護、最期の時まで繋がっています



安心して暮らせる地域は、どうしたら作れるのでしょうか

誰が取り組むのでしょうか。一人ひとりにできることはどんなことでしょうか。

あなたができること

健康管理や介護予防など 自分のは自分でなう。

家庭の中で役割を担う。

外出したりご近所と交流を持つ。

健康や生活支援のサービスを知る。

ご近所・仲間同士でできること

ご近所同士であいさつ、声かけを行う。

交流できる地域の居場所を持つ。

ボランティア活動を行う。

隣組などの住民組織活動に参加する。

社会保障制度

介護保険や医療保険

社会福祉制度

障がい福祉サービスや生活保護など

地域の相談窓口

●地域包括ケア全般に関すること

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、お住まいの市役所（町役場）の高齢者福祉部署

●在宅医療について

通院・入院中の方は、医療機関の主治医（かかりつけ医）、地域医療連携・相談室

●介護に関すること ケアマネジャー（担当ケア

マネジャーがいる場合）お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

発行

山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課（山形県置賜保健所 保健企画課）

山形県米沢市金池三丁目1-26 TEL 0238-22-3004

平成27年1月 作成